

別表第三生葉及び動植物成分の項中第二百十九号を第二百二十三号とし、第百五十五号から第二百十八号までを四号ずつ繰り下げ、第百五十四号を第百五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十八 テンジクオウ。ただし、外用剤を除く。

別表第三生葉及び動植物成分の項中第百五十三号を第百五十六号とし、第百三十号から第百五十二号までを三号ずつ繰り下げ、第百二十九号を第百三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。百三十二 センボウ。ただし、外用剤を除く。

○経済産業省
国土交通省告示第七十三号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、T C M株式会社から、届出事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十年十月八日

1. 変更する届出事業者の住所

東京港区西新橋一丁目15番5号

大阪府大阪市西区京町堀一丁目15番10号

2. 変更年月日

平成19年8月23日

○経済産業省
国土交通省告示第七十四号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十年三月二十七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十年十月八日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-352	コヤツ O D108	S A A 4 D107	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号

○経済産業省
国土交通省告示第七十五号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十年三月二十七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十年十月八日

経済産業大臣 二階 俊博
国土交通大臣 金子 一義
環境大臣 斉藤 鉄夫

別表第三生葉及び動植物成分の項中第二百二十三号を第二百三十号とし、第七十三号から第二百二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第七十二号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四 コロハ。ただし、外用剤を除く。

別表第三生葉及び動植物成分の項中第七十二号を第七十二号とし、第三十五号から第七十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 カラセンキウ。ただし、外用剤を除く。

○経済産業省
国土交通省告示第七十六号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十年三月二十八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十年十月八日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-356	ヒロオカ M S T - 2200 V D	C 7 - I P S J	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市内田町358番地

○経済産業省
国土交通省告示第七十七号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十年三月三十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十年十月八日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-357	共栄社 H M C1560	S 4 L 2 - E D	株式会社共栄社	愛知県豊川市美幸町1-26
NV-358	共栄社 H M C1720	"	"	"

○経済産業省
国土交通省告示第七十八号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十年三月三十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十年十月八日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-359	日立 T W R18	4 H K1 X D1	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号
NV-360	日立 T W F40	4 H K1 X D H	"	"

経済産業大臣 二階 俊博
国土交通大臣 金子 一義
環境大臣 斉藤 鉄夫